

一戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版



平成28年3月

一戸町

一戸町社会福祉協議会

1. 計画の位置づけ

計画策定の趣旨

近年、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行による子育て・介護の社会化などを背景とし、家庭内の扶養機能能力の低下や、地域での相互扶助機能に対する意識の低下が起きているといわれています。さらに、学校でのいじめ、経済的貧困家庭の増加、仕事や人間関係のストレスによるうつ病などの罹患やメンタルヘルス不調、ひきこもり、配偶者からの暴力、子育てに伴う児童虐待や介護疲れによる高齢者への虐待、孤独死、そして自殺など、現在の地域社会には多くの生活課題があります。

地域住民の多様なニーズに対して、保健、医療、福祉その他の生活全般にわたる総合的な取り組みが求められており、その実現には、行政サービスのみならず、民間によるサービスや民生委員・児童委員、地域住民自身による工夫、助け合い活動が総合的に機能することが大切です。今後は、すべての住民が、年齢や障がいの有無、社会的な立場や財産の多寡の状況などに関わらず、生涯にわたって、あるがままで地域に受け入れられ、安心して暮らし続けられるよう、生活基盤の整備が求められるとともに、町内会、ボランティア、NPOなどの様々な主体が連携し、自助・共助・公助の役割分担のもと、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

本計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支えあい、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定します。一戸町総合計画において一戸町の発展課題とされる「周りの人はもちろん、自分自身を大切に、健康で活力のある社会の創造」を実現するため、ここにその具体的な取り組みを示します。

計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定された、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加」について一体的に定める計画です。本計画は、地域住民に最も身近な市町村が、住民等の主体的参加を得て、地域住民の福祉課題やニーズを明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童などの個別分野にとらわれない総合的な視点から、行政と住民などが一体となって、解決を図るための基本的な方針を定め、位置づけるものです。

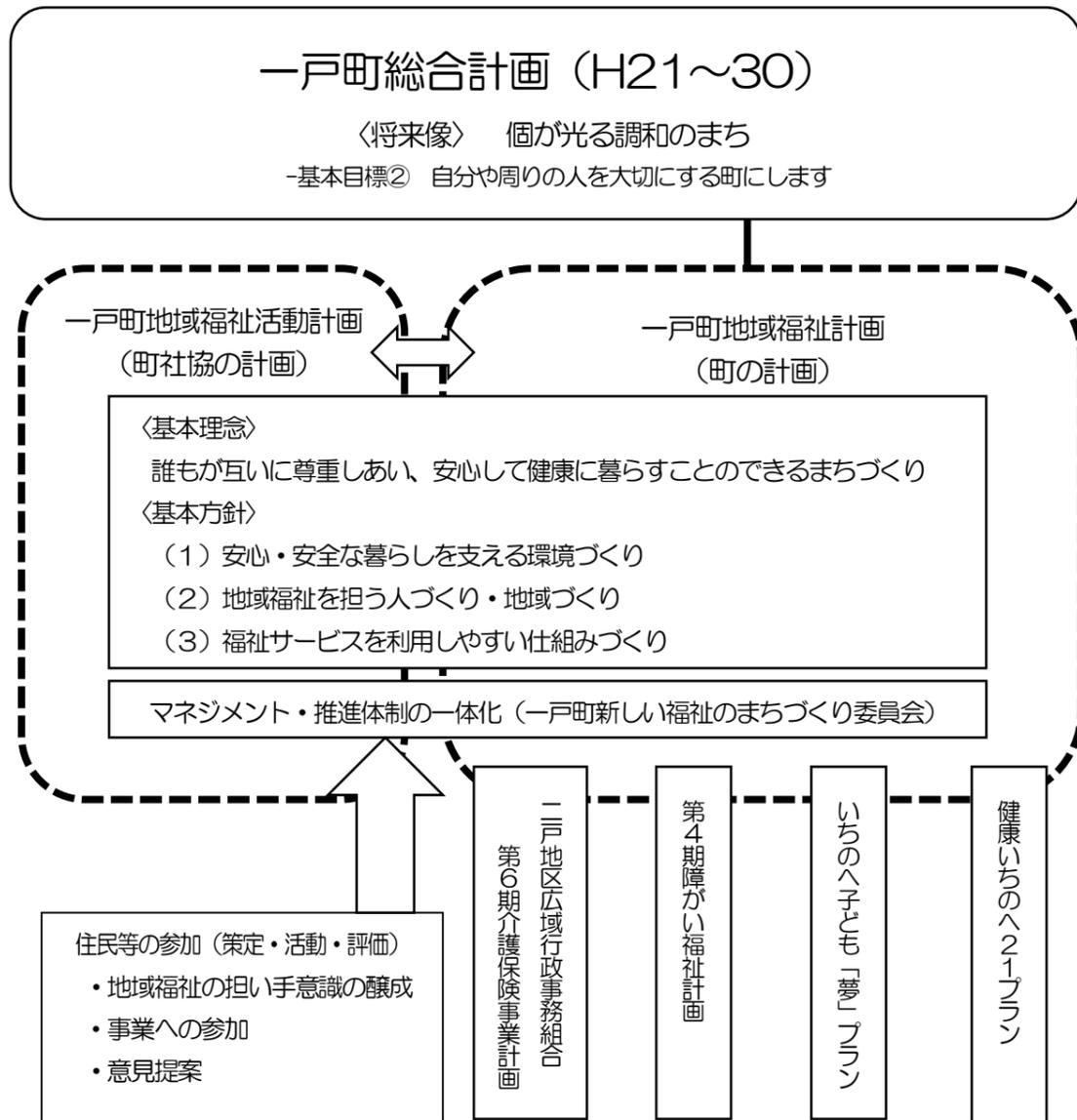
また、地域福祉推進の効果を上げるため、町と社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である一戸町社会福祉協議会が車の両輪のような関係にあることから、この度、一戸町地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める一戸町地域福祉活動計画を、一体的に策定することとしました。

このようなことより、今回策定される計画は、行政計画としての枠にとどまらず、一戸町社会福祉協議会や各種関係機関・団体、そして地域住民一人ひとりが参画・協働して地域福祉に取り組んでいくための社会計画としての性格も有しています。

計画の期間

この計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5か年とします。

【一戸町地域福祉計画・一戸町地域福祉活動計画の位置づけイメージ】

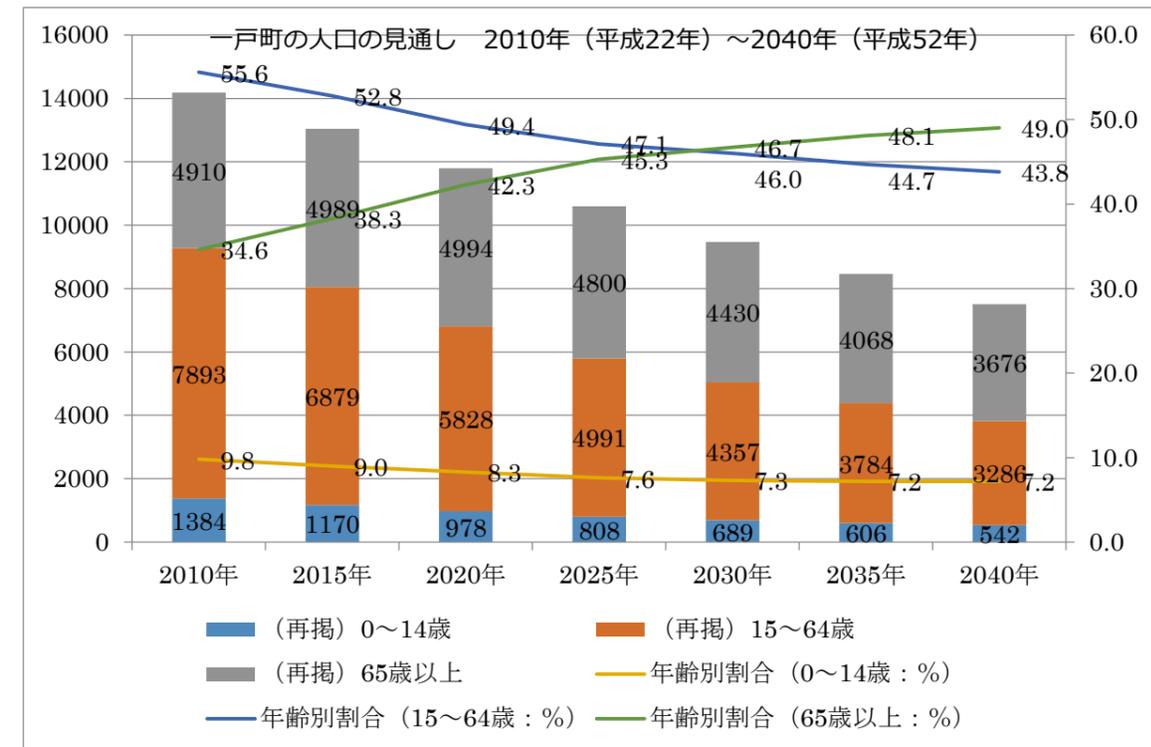


2. 現状と課題

人口

一戸町の人口は、1955年をピークに減少し続け、2010年の国勢調査では、14,187人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、この数は、2040年までに5割減少すると見込まれています。特に、生産年齢人口は、6割程度減少すると見込まれます。

社人研の推計では、2005年から2010年の性別・年齢階級別の人口の純移動率（社会増減の率）が、2020年にかけておおむね1/2程度に縮小すると仮定して推計しています。



資料：『一戸町人口ビジョン・総合戦略』（平成28年3月）

保健福祉の現状

各種健診・検診

区分	一般健診	歯科検診	乳幼児検診
内容	特定健康診査 後期高齢者健康診査 若年者等健康診査 骨粗鬆症検診 前立腺ガン検診 肝炎ウィルス検診 大腸検診 胃検診 肺がん検診 乳腺検診 子宮検診	1歳6か月児歯科検診 2歳児歯科健診 2歳6か月児歯科健診 3歳児歯科健診 3歳6か月児歯科検診 妊婦歯科健診 節目歯科健診 (40, 50, 60, 70歳)	乳児健診 (4か月児) 1歳6か月児健診 3歳6か月児健診 5歳児健診 1か月健診 7か月健診 10か月健診 12か月健診

資料：主要な施策の成果に関する説明書（平成26年度）

国民健康保険被保険者の医療費

区分	国民健康保険
被保険者数（人）	4,176
医療費総額（千円）	1,318,821
一人当たりの医療費（円）	315,810
うち65歳未満（円）	250,568
うち65歳以上（円）	453,445

資料：役場調べ（平成26年度）

保育所・児童館の状況

区分	私立 保育所	公立			園児数			
		保育所	児童館	へき地 保育所	合計	3歳未満 の園児	3歳の 園児	4歳以上 の園児
平成27年	2	3	2	—	349	150	66	133

資料：決算書（各年度末）、単位：施設、人

幼稚園の概要

区分	学級数	園児数			
		合計	3歳児	4歳児	5歳児
平成27年	3	32	8	11	13

資料：学校基本調査（5月1日）、単位：人

地域福祉の現状

一戸町の民生委員・児童委員、主任児童委員

区分	民生児童委員	主任児童委員
一戸地区	19名	3名
浪打地区	9名	
奥中山地区	9名	
鳥海地区	11名	
小鳥谷・姉帯地区	15名	
合計	63名	

3. 計画の考え方

地域福祉を取り巻く状況と課題を踏まえ、基本理念・基本方針・基本目標を次のように設定します。

基本理念

誰もが互いに尊重し合い、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

基本方針・基本目標

（1）安心・安全な暮らしを支える環境づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのため、支え合いのネットワークづくりの推進、福祉サービスの適切な利用ができる環境づくりを進めます。また、地域で支え合う関係づくりを進め、様々な不安を解消する体制を整えます。

【基本目標】

- ネットワークづくりの推進
- 地域で支える仕組みづくり

（2）地域福祉を担う人づくり・地域づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのため、住民の意識啓発や担い手となる人材の育成を進め、地域の様々な活動の活性化やボランティア活動を促進します。多様な主体が活動に参加することによって、互いに支え合う地域づくりを進めます。

【基本目標】

- 地域活動の促進
- 住民参加の促進
- 意識啓発・人材育成

（3）福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのため、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、地域の問題を相談・解決できる仕組みの充実を図ります。

【基本目標】

- 福祉サービスの普及啓発
- 身近な相談支援の充実
- 権利擁護の推進

重点的な取り組み

- （1）地域の生活を支える医療・保健・介護・障がい福祉の連携推進
- （2）生活支援コーディネーターの配置と地域での支え合いの仕組みづくり
- （3）連携による総合的な相談体制の充実

基の方針	基本目標	事業・活動（一戸町）	事業・活動（一戸町社会福祉協議会）
<p>(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり</p>	<p>●ネットワークづくりの推進</p>	<p>地域福祉推進のための連携・協力体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸町高齢者等見守りネットワーク連絡会の運営 一戸町医療・保健・介護・障がい連携情報交換会の運営 一戸町地域包括ケア会議の運営 	<p>地域福祉力強化のための連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸町地域包括ケア会議への参加 二戸地域障害者自立支援協議会相談支援部会への参加 権利擁護ネットワーク会議への参加
	<p>●地域で支える仕組みづくり</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の運営 地域支えあいマップの普及 災害時要援護者支援のしくみづくり 在宅生活を支える福祉サービスの強化 地域における子育て環境づくりに向けた意識啓発 	<p>在宅・地域福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT(情報通信技術)を活用した見守りネットワークサービスの拡充 福祉有償運送サービス(外出支援サービス)の実施 宅配食事サービスの実施 高齢者生きがい通所事業(高齢者いきいきサービス)の実施 援護活動の促進(災害見舞金交付、歳末助け合い運動) 低利貸し付け事業の実施(生活福祉資金、助け合い金庫) 乳児用チャイルドシートの無料貸与 小学生新入学祝い品の贈呈 日常生活用具無料貸与事業 福祉バス運行事業 一戸町社協指定居宅介護支援事業所の運営
<p>(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり</p>	<p>●地域活動の促進</p>	<p>地域福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会、公民館主体による介護予防教室・ふれあいサロンの普及・活動支援 老人クラブ活動の支援 	<p>地域福祉活動推進団体支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆいっこ活動助成事業 ふれあい・いきいきサロン事業への支援 一戸町子供会連合会への助成
	<p>●住民参加の促進</p>	<p>生きがいづくりと社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動、地域活動へ積極的に参加できる環境づくり NPO 法人と連携した文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進 老人クラブ活動の活性化 シルバー人材センターの活動充実 	<p>地域交流の場づくり支援及びボランティア活動推進体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿祝い品の贈呈(百歳長寿、高齢者夫婦) 一戸町ボランティアセンターの機能強化 一戸町いきいきシルバースポーツ大会の開催
	<p>●意識啓発・人材育成</p>	<p>地域ボランティア社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成・支援 健康づくりサポーターの養成・支援 福祉教育の普及 生活支援コーディネーターの配置 認知症地域支援推進員の配置 ゲートキーパーの養成・支援 	<p>地域づくり・人づくり活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)の養成 ふれあい体験学習の開催 要援護高齢者世帯などの調査 民生委員・児童委員の活動への支援 福祉教育推進事業(キャップハンディ体験など)
<p>(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり</p>	<p>●福祉サービスの普及啓発</p>	<p>地域資源の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広報いちのへ」による普及啓発 高齢福祉サービス、障がい福祉サービスのパンフレット作成 地域の教室での普及啓発 	<p>社協活動、地域福祉活動の広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌「ゆいっこ」の発行 ホームページの管理 普及啓発イベントの企画
	<p>●身近な相談支援の充実</p>	<p>総合相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターによる総合相談窓口の設置 近隣市町村と共同による指定相談事業者の設置 民生委員・児童委員、障がい者相談員との連携強化 	<p>相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい総合相談所の開設 緊急専門電話による関係機関との連絡調整 障がい者不利益取り扱い相談窓口の設置 成年後見制度に関する相談の受付
	<p>●権利擁護の推進</p>	<p>成年後見制度の利用促進と相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> カシオペア権利擁護支援センターとの連携 一戸町成年後見人の活動支援 	<p>生活困難者等の生活支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業(あんしんネット) 生活困窮者自立支援事業への協力

4. 計画の推進方法

この計画の推進にあたっては、目標を設定して進捗管理を行います。

マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

本計画は、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、計画的なサイクルを通じた持続的な成果と、メリハリのある選択と集中を追求します。この実施にあたっては、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者など各種個別計画との整合性を保ち、保健・医療・福祉及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。したがって、町行政内部において、関係部局との情報の共有化を円滑に図るための仕組みをつくり、本計画と他の個別計画の計画期間を整理し、全体として、保健福祉総合計画としての性質を持たせることをめざします。

また、地域福祉活動を行う社会福祉協議会との体制整備については、地域課題を共有しながら計画の実践、評価を行う組織が必要であることから、「一戸町新しい福祉のまちづくり委員会」（仮）により、計画の進行管理及び達成状況などの共有化を図ります。

計画の進捗状況や各地域における取り組み事例等については、町広報紙や社協広報誌「ゆいっこ」への掲載、町・社会福祉協議会が共催する地域住民との懇談会などの場において周知を図るとともに、ふれあいサロンや地域の教室における意見交換を通して、日常的な地域課題の把握に努めます。

推進体制等

①地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画及び個別計画

一戸町総合計画（H21～30）を最上位計画とし、関連する他の個別計画との整合・連携を図りながら、地域におけるふれ合い、支え合いに重点を置き、各種制度の活用を図り、これらの個別計画で対応できない地域課題は、本計画において解決を図ります。

②町、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者の協働

本計画の基本理念を実現するため、町、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ち、連携を図りながら取り組みを進めます。

【町】

町は、計画の基本理念に基づく基本目標など計画の実現に向けた具体的な事業の実施と、関係機関・団体との調整を行い、本計画を総合的に推進します。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域福祉計画と一体的に策定した地域福祉活動計画の実現に向けて、具体的な取組を企画・立案し実施するとともに、啓発や地域福祉活動への助言・指導を行います。

また、地域福祉活動を行う住民と福祉関係者との連携を深めるなど、総合的な調整機能を積極的に担います。

【地域住民】

互いに支え合う地域コミュニティ再生や強化の主体として、地域福祉活動へ自発的・積極的な参加が求められます。また、自分たちでできることを具体的に考える機会として、ボランティア活動や研修会への参加が望まれます。一人ひとりのささやかな行動も輪が広がることで次第に大きな成果につながり、支え合う地域づくりに結びついていくことが期待されています。

【ボランティア】

ボランティアは、自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）などを原則として、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為またはそのような活動をする人とされています。地域福祉の向上には、このような貢献意識の高い住民の活動は不可欠となります。

本計画の推進には、当事者意識を持つ住民によるボランティア活動の担う役割と、その活動による効果は非常に大きいと考えます。

【NPO】

NPO（非営利活動団体）は、特定の課題や目的を持った組織として活動しており、高い専門性と独自のネットワークを持ち、また、柔軟な活動が可能であることから、人と人をつなぐ大きな力を持っています。

子育て支援や障がい者・高齢者支援などの専門分野では、関心のある住民をボランティアとして受け入れたりするなど、参加の意識を高め先導する役割が期待されています。

【サービス提供事業者】

地域内にある社会福祉施設などのサービス提供事業者は、その専門的な技術や経験を生かしながら、地域にある問題を福祉的な観点から広く活動・支援をしていくことで、地域の福祉課題の解決に向けての役割が期待されています。

各施設・事業所では、独自の社会貢献や活動への支援が行われており、地域と連携した取り組みが期待されます。

【町内会などの地域団体】

町内会の会合の際の回りに関する困りごとを話題にしたり、地域福祉課題について講師を招いて座談会を開催したりするなどの取り組みが望まれます。

また、地域でのつながりを活かした近隣での見守り活動や、関係団体、行政などとの連携による地域のネットワークづくりと、日常的な福祉活動の実践が期待されます。

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、地域における住民にとっての身近な調整役としてその役割は大きなものがあり、援護が必要な人と、行政や社会福祉協議会などとの橋渡しの役割も担っています。

本計画の推進においては、地域の福祉支援者として、積極的な役割が期待されます。

【小中学校など・公民館】

小中学校などは、学校教育の一環として地域交流やボランティア活動を取り入れた福祉教育の推進により、児童生徒に対する福祉の心の醸成が期待されます。

また、生涯学習機関として重要な役割を担っている公民館は、福祉に関する様々な講座の開催により、生涯を通じて学習する機会を提供するとともに、地域住民の福祉意識の醸成を図ることが期待されます。